

兵庫県公報

平成19年12月18日

号 外

発 行 人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目 次

規 則

ページ

○貸金業の登録に関する手続等を定める規則及び行政組織規則の一部を改正する規則（地域金融課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●貸金業の登録に関する手続等を定める規則及び行政組織規則の一部を改正する規則（規則第78号）

貸金業の規制等に関する法律の一部改正により、都道府県の区域ごとに設置されている貸金業協会に代えて、新たに全国を地区とする貸金業協会が設立されること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 貸金業の登録に関する手続等を定める規則
- 2 行政組織規則

規 則

貸金業の登録に関する手続等を定める規則及び行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第78号

貸金業の登録に関する手続等を定める規則及び行政組織規則の一部を改正する規則

(貸金業の登録に関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 貸金業の登録に関する手続等を定める規則（昭和58年兵庫県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第6条第1項を削り、同条第2項中「貸金業者」を「法第24条の6の10第3項又は第4項（これらの規定を法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を受ける者」に、「法第42条第2項の規定による」を「当該」に改め、同項を同条とする。

第7条中「第35条第2項及び第42条第3項」を「第24条の6の10第5項（法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第8条第1項中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に改め、同条第4項中「第30条第2項」を「第26条の29第2項」に改める。

別記様式を次のように改める

別記様式（第7条関係）

表

6 センチ メートル	第 号
	貸金業者等立入検査職員の証
	所 属 氏 名 年 月 日 生
	<p>上記の者は、貸金業法第24条の6の10第3項又は第4項（これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査を行うことができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 印</p>
	9センチメートル

裏

貸金業法（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第24条の6の10

- 3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行政組織規則の一部改正）

第2条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第39条の5第4号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。